

公 示

住所不明組合員の脱退手続きのお知らせ

2019年2月1日



理事長 大坪 光樹

コープぎふ定款第10条第2項の規程に基づき平成29年3月20日までに住所不明となった組合員は、脱退の申し出があったものとみなし、理事会の承認の上、平成31年3月20日の事業年度末に脱退として手続きをいたします。

毎年、通常総代会終了後の7月中旬頃に「総代会報告及び割戻金のご案内通知」をお届けしております。その結果、あて先不明等何らかの理由でお届けできなかった組合員に対しては、電話及びハガキによる所在確認を行っています。その後、3年続けて登録された住所では連絡がとれない組合員を住所不明組合員としています。

- ・ 該当する組合員のお名前は、共同購入支所・店舗・本部でご確認いただくことができます。
- ・ 申し出等により住所が確認できた方は、引き続きコープぎふの組合員とさせていただきます、脱退の手続きは行いません。
- ・ 自由脱退後もお申し出をいただいた場合は、再加入または出資金の返還等の手続きが行えます。

また、住所不明の組合員へは1月中旬に住所確認のお知らせハガキを郵送しておりますのでハガキが届きましたら、最寄の支所・店舗や下記、問い合わせ先までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

【問い合わせ先】： 生活協同組合コープぎふ 本部経理グループ
TEL058-370-6862 fax058-370-6868

【問い合わせ時間】：土・日曜日を除く9時30分～17時30分